

事 務 連 絡

令和7年3月28日

一般社団法人全国霊柩自動車協会

各都道府県協会会長・事務局担当者 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会

事務局

標準霊きゅう運送約款の一部改正について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年3月19日付けで標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和7年国土交通省告示第193号）により「標準霊きゅう運送約款」の一部が改正されました。

今回改正された「標準霊きゅう運送約款」は、令和7年4月1日より施行されますが、主たる改正事項は、「運賃及び料金及び附帯業務等を記載した書面の交付」に係る規定※の追加及び「運賃・料金等」の店頭への掲示について、ウェブサイトにもその内容を掲載する場合には、店頭にも掲示が必要である旨が明確化されました。

※詳細は、全霊協のホームページの「お知らせ」欄 2025-02-03 「貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました」を参照して下さい。

なお、本件の詳細は、下記ホームページ「お知らせ欄」を参照して下さい。

また、改正後の店頭掲示用「標準霊きゅう運送約款」につきましては、現在印刷作業中であり、準備が整い次第、各都道府県協会事務局を通じて会員皆様に配布する予定としています。

その旨、傘下会員事業者への周知方よろしくお願いいたします。

記

○ 次のとおり全霊協のホームページの「お知らせ」欄に掲示

● 2025-03-28 標準霊きゅう運送約款の一部改正について